

設計業務委託 現場説明書

1. 業務委託名

瀬戸処理区マンホールポンプ更新詳細設計業務委託（8-1）

2. 設計にあたっては設計図書（数量総括表、図面、本現場説明書、設計業務等共通仕様書、瀬戸処理区マンホールポンプ更新詳細設計業務委託（8-1）標準仕様書）により行い、監督員と緊密な協議を行うこと。
3. 契約書第13条の規定に基づく照査技術者を定め、通知すること。
4. 主任技術者、照査技術者及び担当技術者の経歴書を提出すること。担当技術者は必ずテクリス登録を行い、テクリス登録を行っていない技術者が業務を行う場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
5. 設計に要した調査・渉外関係記録、埋設物調書、その他打合せ資料はA 4判にとじて提出すること。
6. 設計図面作成については、本市支給図面と設計上必要な部分との相異が生じることがあるので、その場合は設計上必要な箇所の再測及び調査のうえ、工事施工の基本となる設計を実施しなければならない。
7. 成果品は2部提出のこと。
8. 変更後業務委託料の算出について
業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。
変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

9. ポンプ場の更新方針について

- | | |
|------|---|
| ・瀬戸 | ポンプ等の単純更新 |
| ・鍛冶屋 | ポンプ等の更新
ただし、現在の高圧受電から低圧受電へ変更する見込みであるため、
低圧受電施設設置のため測量業務を計上している。 |

【重要】企業会計における工事・委託等の代金の支払い手続きについて

平成22年4月1日より、岡山市下水道河川局（下水道事業）の会計方式が「企業会計（注1）」へ移行したことに伴い、年度ごとに12月25日（注2）を期限として、工事・委託等の代金のうち、年度内（3月31日まで）に支払う額を確定する必要があります。工程管理等の徹底をお願いします。

（注1）「企業会計」とは、岡山市が実施する下水道事業に「地方公営企業法」を適用することにより、その会計を「企業会計原則」に従った方式とすること。

（注2）12月25日が土日の場合は、それ以前の開庁日を期限とする。